

「はばたき」指定通所支援事業所重要事項説明書

<事業の目的>

第1条 特定非営利活動法人NPOぽぽハウスが開設する指定通所支援事業所（以下「事業所」という）“はばたき”が行う指定通所支援（以下「事業」という）の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の児童指導員等の従事者が障害児童に対し、在宅生活の支援、社会性の獲得、心身機能の維持・向上などに加え、介護家族の身体的・精神的負担の軽減をはかり、適正なサービスを提供することを目的とします。

<運営の方針>

- 第2条 従事者は、利用児童がその有する能力に応じて社会と連帯し、日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行います。
- 2 事業の実施に当たっては、関係市町、地域の学校、保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとします。

<事業所の名称等>

第3条 名称及び所在地は次の通りとします。

- 1 名 称 はばたき
- 2 所在地 彦根市平田町 105-7

<従事者の職種・員数及び職務内容>

第4条 事業所に勤務する従事者の職種・員数及び職務内容は次の通りとします。

- 1 管理者 1名
従事者の管理及び業務の管理を一元的に行います。
- 2 児童発達支援管理責任者 1名
管理者の補助並びに利用児童又はその家族の生活の相談に応じると共に、それぞれの利用児童に応じた個別支援計画を作成し、利用児童又はその家族に対し、その内容等について説明を行うものとします。
- 3 児童指導員・保育士
計画に基づき利用児童への直接的な介護・訓練・サービスの提供にあたります。
- 4 その他職員
利用児童の状況に応じて配置し、必要なサービスの提供にあたります。

<開所日及び開所時間>

第5条 事業所の開所日及び開所時間は次の通りとします。

- 1 開所日 火曜日～土曜日 ただし、法人が定める休日及び
12月29日から1月3日までを除きます。
- 2 開所時間 平日 月～金 午後2時00分～午後5時30分
土・長期休暇・祝日 午前9時30分～午後5時30分

<指定通所支援の利用定員>

第6条 事業所の定員は1日10人とする。

<指定通所支援の内容及び利用料その他の費用の額>

第7条 事業所の支援内容は次の通りとします。

- 1 自立支援と日常生活の充実のための活動
- 2 創作活動
- 3 地域交流の機会の提供
- 4 レクリエーション
- 5 送迎サービス
- 6 保護者または家族の身体的・精神的負担の軽減及び相談

二 利用料及びその他の費用は次の通りとします。

- 1 児童福祉法によって定める基準によるものとします。
- 2 その他の費用については、便宜必要に応じて実費を受け取るものとします。

三 前項の費用の支払いを受ける場合には、保護者に対して事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名を受けることとします。

<通常の事業の実施地域>

第8条 彦根市及び近隣地域とします。

<サービス利用に当たっての留意事項>

第9条 保護者は、事業の利用に当たっては、医師の診断や日常生活上の留意事項、利用児童の当日の健康状態等を従事者に連絡し、心身の状況に応じた利用を心がけます。

<緊急時等における対応方法>

第10条 従事者は、事業を実施中に利用児童の心身状態の急変、その他緊急事項が生じた時は、速やかに関係医療機関に連絡する等の措置を講ずると共に保護者または家族に連絡し、さらに管理者に報告します。

<非常災害等への対応>

第11条 防災のために施設や設備、遊具等について定期的に点検を実施し、安全性の確保に努めます。災害発生時は、人命の尊重を第一とし管理者に報告するとともに、諸機関と協力し、災害を最小限にいくとめるような措置をとります。

<衛生管理等>

第12条 従事者は労働安全衛生法に基づき健康診断を行い、健康管理、清潔の保持に努めます。また、事業所の設備及び備品等を清潔にし、衛生管理に留意します。事業所において、感染症が発生、又はまん延しないように充分に留意します。

<要望及び苦情等の相談>

第13条 サービスに対する苦情やご意見、利用料の支払いや手続きなどサービス利用に関するご相談、利用児童の記録等の情報開示の請求は以下の専門窓口で受け付けます。

お客様相談係<苦情解決責任者> 若林 重一

所 在 地 彦根市平田町 107-11

電 話 番 号 0749-27-9777 F A X 0749-27-9888

彦根市障害福祉課

所 在 地 彦根市平田町 670

電 話 番 号 0749-27-9981 F A X 0749-30-9231

滋賀県運営適正化委員会

所 在 地 草津市笠山7丁目8番 138 号

電 話 番 号 077-567-4107 F A X 077-561-3061

<その他運営に関する重要事項>

第14条 従事者の質的向上を図るための研修の機会を設け、また常に業務体制を整備します。従事者は、業務上知り得た、利用児童及びその家族の秘密を保持するものとします。

従事者は保護者から予め文書で同意を得ない限りサービス担当者会議等において利用児童の個人情報を用いることはありません。又、利用児童の家族についてもこれと同様とします。個人情報が含まれる記録物については注意をもって管理し、処分の際にも第三者への漏洩を防止します。

従事者でなくなった後においても、利用児童及びその家族の秘密を保持すべき旨を、雇用契約において定めるものとします。

この規程に定める事項の他、運営に関する重要事項は、特定非営利活動法人NPOぽぽハウスと事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとします。

年 月 日

本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受けました。

・保護者 住 所 _____

氏 名 _____

・利用児童名 氏 名 _____

・緊急連絡先 _____

事業の提供にあたり、保護者に対して本書面に基づいて、重要な事項を説明しました。

・事業者名 特定非営利活動法人NPOぽぽハウス

・代表者氏名 理事長 若林 重一

・事業者住所 滋賀県彦根市平田町 107-11

・事業所名 はばたき

・管理者氏名

・事業所住所 彦根市平田町 105-7

電話番号 0749-27-2788

FAX番号 0749-27-9888

・説明者氏名 児童発達支援管理責任者